

公的研究費不正使用防止計画

平成27年4月1日 制定

平成28年4月1日 改正

平成29年4月1日 改正

平成30年4月1日 改正

令和3年10月1日 改正

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

1 方針

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日平成26年2月18日令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費の不正使用を防止するため「公的研究費不正使用防止計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画推進体制の構築

公的研究費の適正な使用に関わる管理や監査を強力に推進するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を配置する。また、不正防止計画推進担当者は企画部長をもって充てる。

3 計画内容

最高管理責任者のリーダーシップの下、公的研究費の適正な使用に関わる以下の管理や監査を行う。

（1）研修の実施

公的研究費を用いて調査研究を実施する職員およびその管理者並びに研究支援者（以下「職員等」という）に対して、公的研究費を執行する責任の重大さを自覚させるため、以下の研修を実施し、公的研究費の使用に関する規程やルールの周知徹底を図る。

- ① 公的研究費の不正使用防止に関する研修
- ② 法人の会計制度に関する研修
- ③ 研究不正防止のためのeラーニング

（2）「誓約書」の徴取

職員等に研究不正防止の意識を高めさせるため、関係する規程類を遵守する旨の「誓約書」を提出させる。

（3）公的研究費の執行状況の把握

公的研究費の執行状況を定期的に調査し、執行が遅れている場合はその理由を調査して調査結果を理事会に報告するとともに、適切な執行を促す。

（4）会計監査

公的研究費の執行について、以下の監査を規程に基づき実施する。なお、実施に当たっては監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

①監事監査

②通常監査・特別監査・リスクアプローチ監査

(5) 公的研究費に関する情報収集

公的研究費使用に関わる職員を、必要に応じて公的研究費に関する説明会や講習会等に参加させ最新情報を得るとともに、所内で共有する。

(6) 関係規程類の整備

公的研究費の使用に関する法人の規程類と調査研究の実態が乖離していないかを随時確認し、規程類の見直しを行うとともに、必要に応じて規程を整備する。また、規程類を職員等がいつでも見られるように、所内システム上のデータベースで開示する。

(7) ホームページによる公表

公的研究費の不正使用防止に関する規程類並びに本計画等をホームページで公表する。

(8) 取引業者に対する契約取引に関する誓約書の提出要請

法人と取引のある業者に対し、関係規程類の遵守、監査・調査等への協力、不正行為への処分、通報の義務などを記載した誓約書の提出を必要に応じて要請する。

(9) 啓発活動の実施

法人構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

4 本計画の点検・評価

不正防止計画推進担当者は、常に公的研究費の不正使用を発生させる要因の把握に努め、本計画の点検・評価を行う。さらに必要に応じて監査結果を本計画に反映させる。

【3 計画内容 における担当部署一覧】 項目

担当部署・G

(1) 公的研究費不正使用防止に関する研修の実施 ① 公的研究費の不正使用防止に関する研修 ② 法人の会計制度に関する研修 ③ 研究不正防止のための e-ラーニング	①総務部総務・管理G 企画部研究支援G ②総務部財務G ③企画部研究支援G
(2) 「誓約書」の徴取	総務部総務・管理G
(3) 公的研究費の執行状況の把握	企画部企画G
(4) 会計監査 ①監事監査 ②通常監査・特別監査・リスクアプローチ監査	①総務部財務G ②企画部研究支援G
(5) 公的研究費に関する情報収集	全所属（農大を除く）
(6) 関係規程類の整備	総務部総務・管理G 企画部企画G・研究支援G
(7) ホームページによる公表	企画部企画G・研究支援G
(8) 取引業者に対する契約取引に関する誓約書の提出要請	企画部研究支援G
(9) 啓発活動の実施	統括管理責任者・企画部 企画G・研究支援G